



土壌汚染対策法に戻づく調査

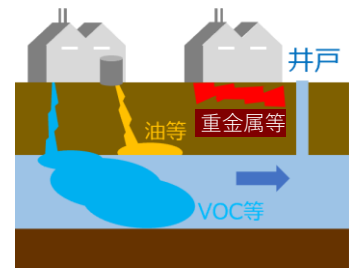
【土壌汚染対策法(略称:土対法)とは】

土対法とは、土地の土壌汚染を見つけるための調査方法や、適切に管理する方法を定めている法律です。人の健康被害を防止することを目的としています。

以下の場合、土地の所有者等は土壌汚染状況調査を実施し、結果を都道府県知事に報告しなければなりません。

この際、調査は環境省に登録した指定調査機関※が実施する必要があります。

※東京久栄は、指定調査機関です



①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき

典型例は、メッキ工場、洗浄施設などです。

②一定規模以上の土地の形質変更を行うとき

3,000㎡以上の形質変更（上記①の施設が敷地内にある場合は900㎡以上）は掘削と盛土の合計面積で、盛土のみの場合は対象外となります。

③土壌汚染による健康被害が生ずるおそれありと都道府県知事等が認めるとき

予め汚染が判明している等の特異なケースです。

④その他

条例調査：政令市の生活環境保全条例などにに基づき、土対法の規定対象外でも対応が必要な場合があります。

自主調査：土地の所有者等が自主的に実施するものです。

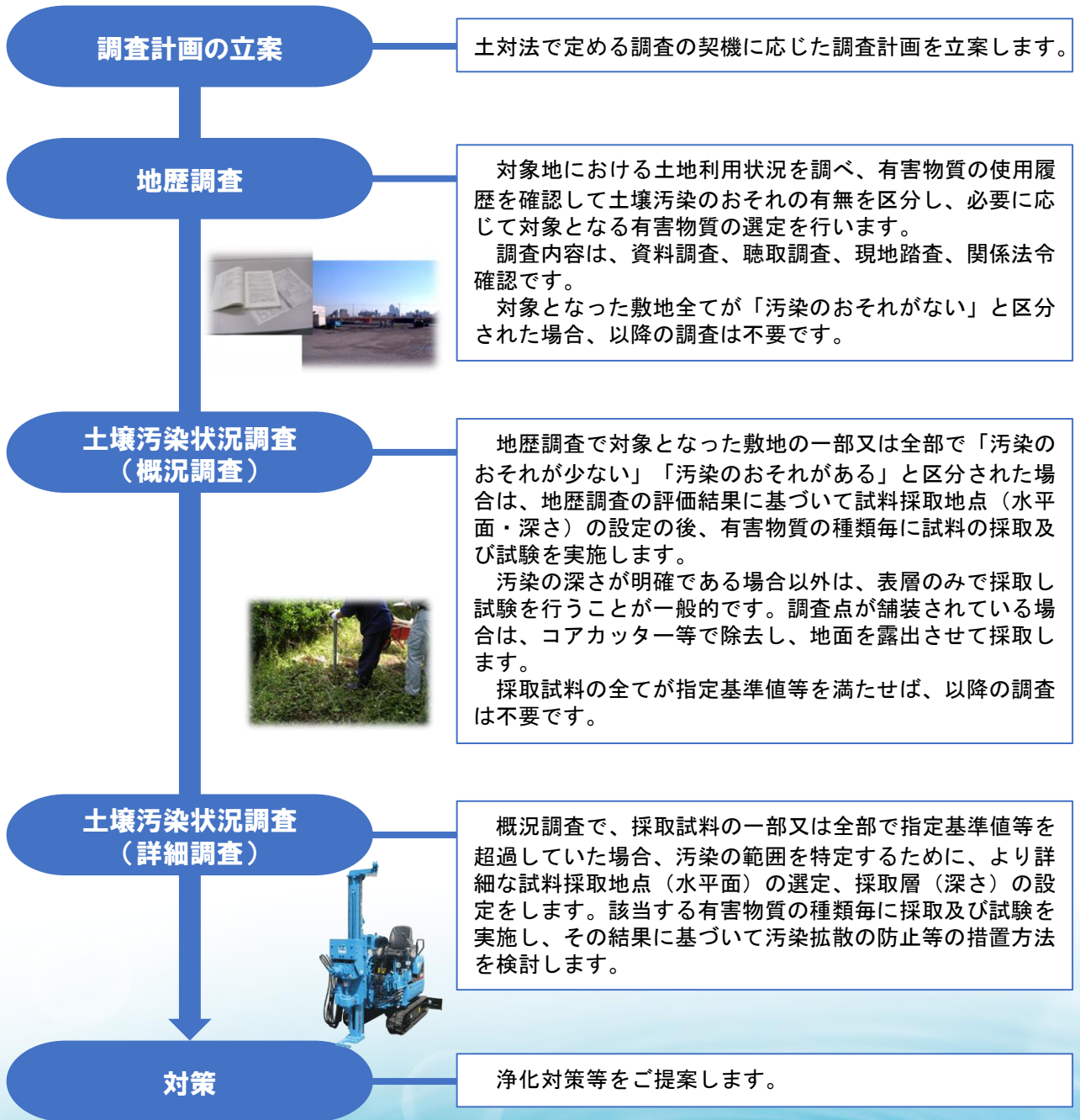
《代表例》資産価値の確認（不動産取引等）、企業イメージのアピール（SDGs対応等）、上記の届出に付随する事前調査 等

土対法に基づき指定されている有害物質一覧

分類	特定有害物質
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物：12種類)	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、1,2ジクロロエチレン、1,3ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン
第二種特定有害物質 (重金属等：9種類)	カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素 これらの化合物を含む
第三種特定有害物質 (農薬等：5種類)	シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物

上記のほか、「ダイオキシン類対策特別措置法」に係るダイオキシン類、「油汚染対策ガイドライン」に係る鉱油類、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」に係る硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4ジオキサンについても考慮する必要があります。

【土壌汚染状況調査の流れ】



土壌汚染は、早期発見、早期対策が有効です。土壌汚染及び地下水汚染を発見しても、対策を先送りしていると、汚染が地下水の流れによって拡大し、次第に汚染範囲が増えることがあります。



株式会社東京久栄

東京久栄

検索

<https://www.kyuei.co.jp>



【お問い合わせ先】

営業本部：〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-4-2 江戸新金網ビル7F
TEL：03-5809-3974、FAX：03-5687-3687

九州支店：〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜1-3-4 綾杉ビル北天神 3F
TEL：092-712-6208、FAX：092-714-5658

営業所：四国、広島、千葉、沖縄

E-mail：eigyo@tc.kyuei.co.jp